（投資交流企画官）

第十六条　投資促進課に、投資交流企画官一人を置く。

2　［略］

（資金協力室）

第十七条　通商金融課に、資金協力室を置く。

2　資金協力室は、通商経済上の資金協力（通商経済上の地域協力に係るものを除く。）に関する調査及び調整に関する事務をつかさどる。

［削る］

［削る］

3　資金協力室に、室長を置く。

［削る］

（技術政策企画室及び国際室並びに技術戦略企画官）

第二十二条　総務課に、技術政策企画室及び国際室並びに技術戦略企画官二人を置く。

2～6　［略］

［削る］

第二十三条　［略］

（エネルギー・環境イノベーション戦略室）

第二十四条　研究開発課に、エネルギー・環境イノベーション戦略室を置く。

2　エネルギー・環境イノベーション戦略室は、鉱工業の科学技術に関する研究及び開発のうち、地球環境保全に関する革新的な技術に関する研究及び開発の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。

3　エネルギー・環境イノベーション戦略室に、室長を置く。

（環境指導室、地球環境対策室及び環境経済室並びに越境移動管理官）

第二十六条　環境政策課に、環境指導室、地球環境対策室及び環境経済室並びに越境移動管理官一人を置く。

2・3　［略］

［削る］

［削る］

4　地球環境対策室は、経済産業省の所掌に係る地球環境保全に関する対策の促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務（環境経済室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5～8　［略］

（消費経済企画室及び消費者相談室）

第三十四条　消費・流通政策課に、消費経済企画室及び消費者相談室を置く。

2～5　［略］

（投資交流企画官）

第十六条　貿易振興課に、投資交流企画官一人を置く。

2　［略］

（財務室及び経理審査官）

第十七条　貿易保険課に、財務室及び経理審査官一人を置く。

2　財務室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国が貿易保険の被保険者から取得した債権の管理に関すること。

二　貿易保険に係る保険契約に関する取引に伴う債務の履行の確保、繰延べ及び減免に関する外国との調整に関すること。

3　財務室に、室長を置く。

4　経理審査官は、命を受けて、貿易保険に関する事務のうち特定事項に関する事務を処理する。

（技術政策企画室及び国際室並びに技術戦略企画官）

第二十二条　産業技術政策課に、技術政策企画室及び国際室並びに技術戦略企画官二人を置く。

2～6　［略］

第二十三条　削除

第二十四条　［略］

［新設］

（環境指導室、環境調和産業・技術室、地球環境対策室及び環境経済室並びに越境移動管理官）

第二十六条　環境政策課に、環境指導室、環境調和産業・技術室、地球環境対策室及び環境経済室並びに越境移動管理官一人を置く。

2・3　［略］

4　環境調和産業・技術室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　経済産業省の所掌に係る環境と調和のとれた事業活動の促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（環境指導室の所掌に属するものを除く。）。

二　経済産業省の所掌に係る地球環境保全に関する対策の促進に関する総合的な政策のうち、地球環境保全に関する技術の進歩及びその普及に関すること。

5　環境調和産業・技術室に、室長を置く。

6　地球環境対策室は、経済産業省の所掌に係る地球環境保全に関する対策の促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務（環境調和産業・技術室及び環境経済室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

7～10　［略］

（消費経済企画室及び消費者相談室）

第三十四条　商取引・消費経済政策課に、消費経済企画室及び消費者相談室を置く。

2～5　［略］